

さいたま市規則第171号

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第103号）第9条第7項の規定に基づき、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 ネットワークに委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 ネットワークの会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 ネットワークの庶務は、子ども未来局において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、委員長がネットワークに諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。